

ヘルパーステーションあやはし苑運営規程

介護予防・日常生活支援総合事業における 指定第一号訪問事業（訪問型サービス）運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人中陽福祉会が開設するヘルパーステーションあやはし苑（以下「事業所」という。）において実施するうるま市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第一号訪問事業（訪問型サービス）（以下、「訪問型サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、要支援状態等にある利用者に対し、訪問型サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な訪問型サービスの提供を確保することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 訪問型サービスは、要支援状態にある利用者に対し、日常生活に必要な家事等について、その利用者が可能な限りその者の居宅において、その状態を踏まえながら生活援助等の支援を行うことにより、利用者の生活機能の維持又は向上をめざすものとする。
- 2 訪問型サービスは、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携をはかり、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
 - 3 訪問型サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、関係機関への情報の提供を行う。
 - 4 前4項のほか、「うるま市介護予防・日常生活支援総合事業実施要項（平成28年2月26日、うるま市告示第30）」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業の運営）

第3条 訪問型サービスの提供に当たっては、事業所の訪問介護員等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 ヘルパーステーションあやはし苑
- (2) 所在地 沖縄県うるま市与那城屋慶名1410番地

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、従業者および業務の管理を一元的に行うとともに、訪問型サービスの実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 3名

(資格) 介護福祉士又は厚生労働大臣が定める者(実務者研修修了者、訪問介護員養成研修1級課程修了者及び介護職員基礎研修課程修了者等)

サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成を行う。

(3) 訪問介護員等 10名以上

ただし、業務の状況により、増員することができるものとする。

従事者は、個別サービス計画等に基づき訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 日曜日・天災その他やむを得ず業務を遂行できない日を除き、月～土とする。

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時30分とする。但し、電話等により24時間常時連絡が可能な体制とする。

(3) サービス提供日 天災その他やむを得ず業務を遂行できない場合を除き毎日とする。

(4) サービス提供時間 午前7時～午後7時30分とする。

(訪問型サービスの内容)

第7条 事業所で行う訪問型サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 訪問型サービス個別計画等の作成

(2) 生活援助に関する援助

①調理

②衣類の洗濯

③住居の掃除

④生活必需品の買い物

⑤その他必要な日常生活に関する支援

(3) 身体介護に関する内容

①身体整容

②外出介助

③その他の必要な身体の介護

(利用料等)

第 8 条 訪問型サービスを提供した場合の利用料の額は、市町村の定める額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

2 次条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

(1) 事業所から片道 10 キロメートルにつき 片道 100 円

3 第 1 項及び第 2 項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

4 訪問型サービスの利用者等は、本会の定める期日までに、利用料等を現金又は銀行口座振込・各金融機関口座引落としにより納付するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条 訪問介護員等は、訪問型サービスを実施中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 訪問型サービスの提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る地域包括支援センター、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

3 利用者に対する訪問型サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 10 条 通常の事業の実施地域は、うるま市、沖縄市の区域とする。

(衛生管理等)

第 11 条 事業所は、訪問型サービスに使用する用品を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、衛生管理に十分留意するものとする。

2 事業所は、訪問介護員等に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年 1 回以上の健康診断を受診させるものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。又事業所は従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とするものとする。

(サービス提供記録の記載)

第13条 訪問介護員等は、訪問介護等を提供した際には、その提供日及び提供時間、具体的な内容、その他当該訪問介護等について必要な記録を利用者が保持するサービス提供記録書に記載するものとする。

(苦情処理)

第14条 訪問型サービスの提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置の他必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した訪問型サービスに関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した訪問型サービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(損害賠償)

第 16 条 理事長は、利用者に対する訪問介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行わなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 事業所は、訪問介護員等の資質向上を図るための研修の機会を、必要に応じてその都度設けるとともに業務体制を整備する。

2 訪問介護員等は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、訪問時及び利用者から求められた時は、これを提示するものとする。

3 事業所は、この事業を行うため、ケース記録等その他必要な帳簿を整理しそのサービス提供をした日から最低 5 年間は保存するものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は理事長が定めるものとする。

(身体的拘束)

第 18 条

1 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

2 身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

(業務継続計画の策定)

第 19 条

1 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

附 則

この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。